

## 規 則

埼玉県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十二月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県規則第八十号

埼玉県財務規則の一部を改正する規則

埼玉県財務規則（昭和三十九年埼玉県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二百三条中「が時効、免除等により消滅したとき」を「について、次の各号の一に該当する場合」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 消滅時効が完成したとき（時効の援用を要しない債権に限る。）。
- 二 消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をしたとき。
- 三 法律第九十六条第一項第十号の規定により権利の放棄の議決があつたとき。
- 四 知事が政令第七十一条の七第一項の規定により免除したとき。
- 五 破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百五十三条第一項、会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第二百四条第一項その他の法令又は条例の規定により債務者がその責任を免れたとき。

六 その他法令又は条例の定めるところにより消滅したとき。

別表第一 1 中「1億5,000万円」を「2億円」に改め、同表 2 中「1,500万円」を「2,000万円」に改める。

別表第二第十項中「1,500万円」を「2,000万円」に改め、同表第十二項中「1億5,000万円」を「2億円」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第一及び別表第二の規定は、令和五年度の歳出予算の執行及び令和四年度の予算で定める債務負担行為（令和四年度の歳出予算の執行を伴わないものに限る。）に係るものから適用し、令和四年度の歳出予算の執行に係るものについては、なお従前の例による。